

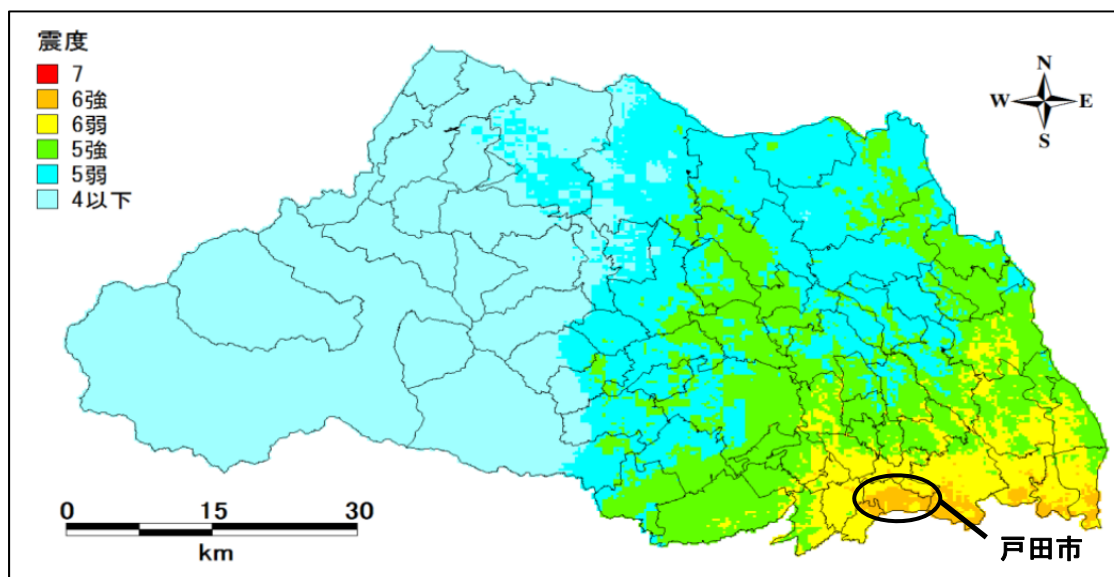
防災への取り組み についての提言書

平成26年3月 戸田市議会総務常任委員会

はじめに

東日本大震災では、被災地だけではなく、震源から離れた本市を含む首都圏においても、大きな影響を及ぼしました。これまで想定していなかった、あるいは想定を上回る被害がもたらされ、それ以降、日本全体に災害に対する漠然とした不安感や準備不足による焦燥感が、いまだに覆っている状況であるといえます。

また、埼玉県が発表した県内の地震発生予測では、今後30年以内にマグニチュード7級の巨大な地震が発生する確率は70%であり、特に首都直下の地震として近い将来発生する可能性のあるもののうち、「東京湾北部地震」は、ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であり、都心部だけでなく、強い揺れの分布が広域的に広がっていると想定されています。この地震が発生した場合は、本市では最大震度6強という強い揺れが想定されていることから、防災・災害対策を早急に強化し、有効と考えられる施策を実施する必要があることは、言うまでもありません。



東京湾北部地震の予測震度分布図(平成25年7月) 出典:埼玉県ホームページ

このことから、近隣の自治体では、大規模災害発生時における被災者の支援を行う「被災者支援システム」や、罹災証明書の発行を主な目的とした被災者の生活再建の支援を行う「被災者生活再建支援システム」を導入するなど、有事の際に対応するシステムを導入している自治体もあります。また、埼玉県では、災害が発生した際に、県内の各自治体間での人的な相互支援を強化することで、災害対策の充実を図る方針であるとのこと。

これらの状況を踏まえ、今年度の総務常任委員会は「防災への取り組みについて」を年間活動テーマとし、先進自治体への視察等、調査・研究を重ねてまいりました。

防災・災害対策には万全はなく、必要な施策は多々ありますが、今回の提言では、委員会の中で、特に注視すべきとの認識に至った意見をまとめたところです。これらの意見が、市民の安全の一助になることを願い、提言書を提出するものです。

なお、本提言書は、防災への取り組みという性質上、内容が総務常任委員会の所管外のさまざまな部署に関わるものとなっておりますが、総合的な視点から調査・研究したものでありますので、しかるべき部署による検討、あるいは、部署間による連携等を進めていただきたいと思います。

1. 危機回避（シェイクアウト型）訓練のさらなる充実について

危機回避（シェイクアウト型）訓練とは、地震はいつどこで発生するかわからないという想定のもと、安全確保のためにすべき行動を、指定された日時に自宅や勤務先などで行う、「その場で身を守る」訓練です。非常に簡易的ではあ

りますが、多くの市民が気軽に参加できる点からも、有効な訓練であると考えます。

当委員会で視察した自治体の中には、「いっせい防災訓練」として、多くの市民を巻き込んだ形で訓練を行うように工夫し、実際に過半数以上の市民が訓練に参加していた自治体もありました。

本市においても、全市民を巻き込む形での一斉的な防災訓練を実施していただき、また、市民が参加しやすい訓練とするよう、他の自治体の事例等を調査・研究した上で、さまざまな手法を検討していただきたいと考えます。

2. 防災訓練の在り方及び指定避難所の定期的な点検等について

現在行われている防災訓練、特に学校等で行われている訓練では、机の下に潜り、防災頭巾をかぶり、ハンカチを口に当て、校庭に避難するという一連の流れが、一般的なものとなっています。もちろん、その場で身を守るという行動は、先の危機回避（シェイクアウト型）訓練でも触れたとおり、非常に大事なものであります。

しかし、実際に発生する可能性の高い「東京湾北部地震」では、震度6強の強い揺れが想定されています。このような大きな地震が発生した場合に机の下に潜ることや、防災頭巾で頭部を守ることなどにより、身の安全を確保できるかどうか、疑問もあります。机は大きな地震では動き回ってしまい、凶器となってしまうし、ロッカー等が倒れたり、天井の崩落や外壁が崩れた場合に、防災頭巾で頭部を守るとは困難です。さらに、火災が発生した場合、ハンカチで口を押さえて避難しても、一酸化炭素を吸い込む可能性は高いと言われています。このことから、従来の防災訓練に捉われることなく、大規模

災害を想定した訓練についても、実施する必要があると考えます。

具体例を申し上げますと、防災頭巾ではなくヘルメットを活用する。また、ハンカチで口を押さえるのではなく、防煙マスクを着用するなど、身の守り方をさらに工夫した訓練を実施する必要があると考えます。本市でも工夫や努力を重ねて実施している訓練が、成果につながるように、災害の大きさ、状況に即した形での避難訓練を実施すべく、検討していただきたいと考えます。

さらに、東日本大震災が発生した際には、それぞれの自治体の指定避難所において、天井が崩落したり、ガラスの飛散やロッカー等が倒れるなど、すぐに指定避難所として活用できなかつたところがありました。また、指定避難所は、体育館だけではなく、学校の校舎内が使われる場合もありますので、学校の校舎等についても、先述の事態を想定する必要があると考えます。

本市におきましては、指定避難所の耐震化を随時実施しておりますが、ガラスの飛散やロッカーの倒壊、天井の崩落、照明の落下など、指定避難所がすぐに利用できない事態が発生する可能性があります。

このことから、震災発生後ただちに指定避難所として活用できるよう、日ごろから点検を実施し、必要な処置を講じるよう、検討していただきたいと考えます。



海外における防煙マスクを活用した訓練の様子

※写真提供：危機管理教育研究所

3. 福祉避難所指定の拡充について

大災害が発生した際に、高齢の方や障害のある方などのいわゆる災害時要援護者が避難できる福祉避難所につきましては、本市における現在の設置場所は、福祉保健センター及び笹目コミュニティセンターの2か所となっていますが、市域を考慮すると、ある程度の数の福祉避難所を指定すべきであると考えます。

具体的には、特別養護老人ホーム等を福祉避難所に指定するなど、さまざまな対応を調査・研究した上で、福祉避難所の拡充につきまして、検討していただきたいと考えます。



福祉保健センター

4. 協定の拡充による災害対策の充実について

災害発生時の対応として、他の自治体や民間企業等と市が協定を締結し、人的応援や物品等の協力を要請することにつきましては、本市においても何点か協定を結んでいるところではありますが、他の自治体では、国の機関や、民間保育所、保育所間で相互協定を結ぶなど、協定を拡充し、災害対策の充実を図っている自治体もあります。本市におきましても、幅広い分野での協定につきまして、今後検討する必要があると考えます。

特に、保育所との協定につきましては、緊急一時保育の受け入れや職員の派遣、避難所等における育児室の運営支援など、保育業務の継続を図る必要があることから、具体的な協定を調査・研究した上で、締結に向けて検討していただきたいと考えます。

また、保育所間の相互協定につきましても、災害発生時など、有事の際に保育所間での人的、物的、施設の援助を相互に行う協定を、市内すべての公立、民間の認可保育所で結び、万が一に備えたセーフティネットを構築することで、保育業務の継続性や、安心・安全な子育て環境づくりに寄与するものと考えます。本市においても、具体的な内容を調査・研究した上で、締結に向けて検討していただきたいと考えます。

さらに、本市は、地域的に倉庫業者が多い場所でもあります。倉庫を活用し、緊急物資の物資管理センターや、市民の緊急一時避難場所として活用するなど、倉庫業者との協定につきまして、業者との懇談を行うなど、調査・研究を進めた上で、締結に向けて検討していただきたいと考えます。

いずれにしましても、有効と考えられる協定につきましては、積極的に検討していただきたいと考えます。



協定により、災害対策の充実を



総務常任委員会

委員長	馬場 栄一郎
副委員長	本田 哲
委員	石川 清明
委員	榎本 守明
委員	酒井 郁郎
委員	山崎 雅俊